

## 建設工事の入札における入札価格内訳書の提出について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）が一部改正され、平成27年4月1日から、建設業者は公共工事の入札の際に入札価格内訳書を提出しなければならないとされました。

このため、小樽市では平成27年度より建設工事の入札における入札価格内訳書の提出について、次のとおり取扱いますので、お知らせします。

### 1 提出対象工事

予定価格（消費税及び地方消費税の相当額を含む。）が130万円を超える建設工事のうち、一般競争入札又は指名競争入札に付するもの（随意契約によるものは対象外）。

### 2 実施時期

平成27年4月1日以降に公告又は指名する入札分から実施します。

### 3 提出方法

入札価格内訳書は、入札書とともに次のとおり提出してください。

- (1) 一般競争入札 入札書と入札価格内訳書を同一の封筒に入れて提出してください。
- (2) 指名競争入札 第1回入札時、入札書と入札価格内訳書を同一の封筒に入れて、入札函に投函してください。

### 4 様式

別紙のとおり

### 5 その他

入札書に入札価格内訳書が同封されていない場合、入札価格内訳書の計算に誤りがある場合又は入札価格内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合等は、入札無効となりますので御注意ください。

詳細については、入札公告又は指名通知で御確認ください。

問合せ先

財政部契約管財課契約審査グループ

TEL 0134-32-4111（内線237）

FAX 0134-23-0675

e-mail [keiyaku@city.otaru.lg.jp](mailto:keiyaku@city.otaru.lg.jp)

(記入例)

| 入札価格内訳書 |                          |
|---------|--------------------------|
| 工事名     | ●●●●工事                   |
| 入札日     | 平成●●年 ●月 ●日              |
| 入札人     | 住所 小樽市○○○丁目○番○号          |
|         | 商号又は名称 ○○○○株式会社          |
|         | 代表者職氏名 代表取締役 ○○ ○○ 印     |
| 項目      | 金額<br>(消費税及び地方消費税を含まない額) |
| 直接工事費   | ○○, ○○○, ○○○ 円           |
| 共通仮設費   | ○, ○○○, ○○○ 円            |
| 現場管理費   | ○, ○○○, ○○○ 円            |
| 一般管理費等  | ○, ○○○, ○○○ 円            |
| 合計金額    | ○○, ○○○, ○○○ 円           |

(留意事項)

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札は無効とします。

- (1) 入札価格内訳書が未提出の場合
- (2) 入札価格内訳書の計算に誤りがある場合
- (3) 入札価格内訳書の合計金額と入札書の記載金額が不一致の場合
- (4) 入札価格内訳書に入札人の記名及び押印がない場合
- (5) その他入札価格内訳書に記載すべき事項が記載されていない場合